

第3節

消防職団員の活動

1. 活動状況

平成28年中における全国の消防職団員（消防職員及び消防団員）の出動状況をみると、火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、捜索、誤報等及びその他をいう。）への出動回数は113万7,243回で、出動延人員は795万379人である。また、1日平均にすると3,108回、27秒に1回の割合で出動したことになる。

このうち、消防団員の火災等への出動回数は24万3,177回、出動延人員は269万8,213人となっている（第2-3-1表）。

また、出動以外の警防調査や予防査察などの出向

回数は260万3,235回で、延べ人員は1,485万3,305人となっている。

2. 公務による死傷者の状況

平成28年中における公務により死亡した消防団員は2人、同じく負傷した消防職団員は2,173人である。

なお、平成23年は、東日本大震災被災地において、住民の避難誘導、水門閉鎖等の業務に従事した消防職団員が津波により被災したため、他年に比べて大幅に死者が増加した（第2-3-1図、第2-3-2表）。

第2-3-1表 消防職団員の出動及び出向状況

（平成28年中）（単位：回、人）

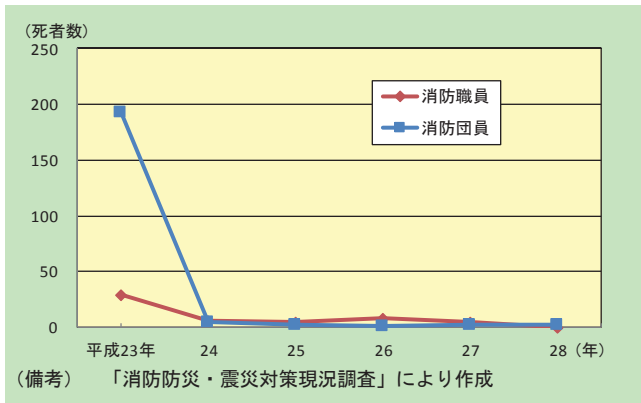
区 分		消防職員	消防団員	計	構成比（%）
火 災	回 数	42,496	30,640	73,136	0.7
	延 人 員	755,693	736,213	1,491,906	3.6
救 急	回 数	6,208,421	1,302	6,209,723	62.4
	延 人 員	18,712,860	3,793	18,716,653	45.1
救 助	回 数	90,294	2,093	92,387	0.9
	延 人 員	1,102,586	11,762	1,114,348	2.7
風 水 害 等 の 災 害	回 数	14,227	6,697	20,924	0.2
	延 人 員	63,264	226,885	290,149	0.7
演 習 訓 練	回 数	473,131	230,608	703,739	7.1
	延 人 員	2,675,495	4,347,357	7,022,852	16.9
広 報 ・ 指 導	回 数	379,930	97,092	477,022	4.8
	延 人 員	1,382,627	923,295	2,305,922	5.6
警 防 調 査	回 数	423,954	8,569	432,523	4.4
	延 人 員	1,465,959	90,172	1,556,131	3.7
火 災 原 因 調 査	回 数	39,434	44	39,478	0.4
	延 人 員	170,560	726	171,286	0.4
特 別 警 戒	回 数	90,746	86,776	177,522	1.8
	延 人 員	628,543	1,283,333	1,911,876	4.6
捜 索	回 数	3,030	1,858	4,888	0.0
	延 人 員	29,109	59,687	88,796	0.2
予 防 査 察	回 数	770,759	2,192	772,951	7.8
	延 人 員	1,850,837	34,401	1,885,238	4.5
誤 報 等	回 数	39,717	6,319	46,036	0.5
	延 人 員	470,553	70,191	540,744	1.3
そ の 他	回 数	704,302	195,570	899,872	9.0
	延 人 員	2,830,961	1,593,475	4,424,436	10.7
計	回 数	9,280,441	669,760	9,950,201	100.0
	延 人 員	32,139,047	9,381,290	41,520,337	100.0

（備考）1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

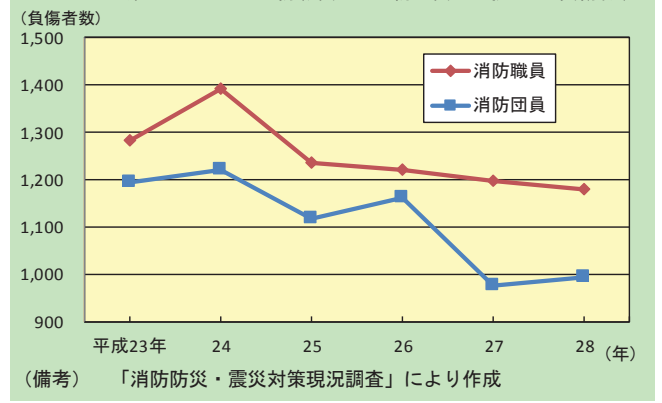
2 本表では、災害現場における消防活動の実施の有無にかかわらず、出動及び出向回数を計上している。

3 消防団員の救急への出動回数については、救命処置を含む応急手当、傷病者搬送等の回数を計上している。

第 2-3-1 図 消防職員及び消防団員の公務による死者数の推移



第 2-3-2 図 消防職員及び消防団員の公務による負傷者数の推移



第 2-3-2 表 消防職員及び消防団員の公務による死傷者数

(平成 28 年中) (単位：人)

区 分		消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
火 災	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	172	186	358	16.5
風 水 害 等 の 災 害	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	25	13	38	1.7
救 急	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	226	0	226	10.4
演 習 ・ 訓 練 等	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	416	663	1,079	49.7
特 別 警 戒	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	2	14	16	0.7
捜 索	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	2	7	9	0.4
そ の 他	死 者	0	2	2	100.0
	負 傷 者	336	111	447	20.6
計	死 者	0	2	2	100.0
	負 傷 者	1,179	994	2,173	100.0

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

3. 勤務条件等

(1) 消防職員の勤務条件等

消防職員の職務は、火災等の災害出動のため 24 時間即応体制を維持しなければならないという特殊性を有していることから、勤務時間や休日、休憩等の勤務条件については、一般職員と異なる定めがされている。具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件は、市町村の条例によって定められている。

ア 給料及び諸手当

消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な指揮命令系統を明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。行政職給料表を適用した場合、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ消防組織においては、階級制度を維持しつつ、給料の水準を適正に保つということが難しい。このため消防職員の給料については、その職務の危険度及び勤務の態様の特殊性等を踏まえ、一般職員と異なる特別給料表（現在の国の公安職俸給表（一）に相当）を適用することとされている（昭和26年国家消

防庁管理局長通知)。行政職給料表を採用しつつ、号給の加算調整や特殊勤務手当の支給により職員の給与水準の維持を図るなどの対応は、明確性及び透明性の観点から問題があり、条例により一般職員と異なる特別給料表(現在の国の公安職俸給表(一)に相当)を採用することが望ましい。

なお、消防職員の平均給料月額、平成28年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢38.3歳で29万8,844円であり、一般行政職の場合は平均年齢42.3歳で32万1,689円となっている。一般行政職より消防職員の平均給料月額が低い理由のひとつに、消防職員の平均年齢が若いことが考えられる。

また、消防職員の平均諸手当月額は10万944円であり、出勤手当等が支給されている。

イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は主に2部制と3部制に分けられる。一部、指令業務に従事する職員などに対し、4部制を用いている消防本部もある。2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定の期間で週休日を取る制度であり、3部制は、職員が3部に分かれ、当番・非番・日勤を組み合わせる勤務し、一定期間で週休日を取る制度である(第2-3-3表、第2-3-4表)。

第2-3-3表 消防本部における交替制勤務体制

(平成29年4月1日現在)

勤務体制別本部数				
消防本部数	交替制をとっている消防本部数			
	2部制	3部制	併用	その他
732	438	223	63	8
	59.8%	30.5%	8.6%	1.1%

- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 交替制の「その他」とは、指令業務のみ4部制を取り入れている消防本部及び宿直者を3班に分けて変則的な勤務体制をとる消防本部等をいう。

第2-3-4表 勤務体制別消防吏員数

(平成29年4月1日現在)

勤務体制別	毎日勤務	2部制	3部制	その他派遣等	計
消防吏員数	31,158	80,281	47,151	3,785	162,375
	19.2%	49.4%	29.0%	2.3%	100.0%

- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 勤務体制別の「その他派遣等」とは、首長部に派遣されている職員及び消防学校など消防本部(署)以外の部署に勤務する職員等をいう。

ウ 消防職員委員会

消防職員委員会は、消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくし、これにより消防職員の士気を高め、消防事務を円滑に運営することを目的として、消防組織法第17条の規定により消防本部に置くこととされている。消防職員委員会においては、消防職員から提出された〔1〕消防職員の勤務条件及び厚生福利、〔2〕消防職員の被服及び装備品、〔3〕消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する意見を審議し、その結果に基づいて消防長に対して意見を述べることにより、消防事務に消防職員の意見を反映しやすくしている。

平成28年度においては、全国733の全ての消防本部で消防職員委員会が開催され、職員から提出された4,901件の意見について審議された。審議された意見のうち「実施が適当」とされたものは、全体の34.2%を占めた。また、平成27年度において審議された意見のうち「実施が適当」とされた意見の53.5%が既に実施されている。一方、予算上の制約などにより、実現できていない意見も見られる(第2-3-5表、第2-3-6表、第2-3-7表、第2-3-8表)。

第2-3-5表 消防職員委員会の審議結果

(平成28年度)

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が適当	諸課題を検討	実施は困難	現行どおり	その他
勤務条件・厚生福利	1,739	579	604	83	415	58
	35.5%	11.8%	12.3%	1.7%	8.5%	1.2%
被服・装備品	1,605	597	464	36	491	17
	32.7%	12.2%	9.5%	0.7%	10.0%	0.3%
機械器具・その他の施設等	1,557	501	362	58	409	227
	31.8%	10.2%	7.4%	1.2%	8.3%	4.6%
計	4,901	1,677	1,430	177	1,315	302
	100%	34.2%	29.2%	3.6%	26.8%	6.2%

- (備考) 1 「平成28年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-3-6表 平成27年度に消防職員委員会において審議された意見の実現状況

(平成28年度末現在)

「実施が適当」とされた意見数(A)	既に実施された件数(B)	割合(B)/(A)×100
1,766件	945件	53.5%

- (備考) 「平成28年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成

第 2-3-7 表 各年度の消防職員委員会開催状況

(各年度末現在)

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
24年度	784 本部	780 本部	99.5%
25年度	767 本部	764 本部	99.6%
26年度	751 本部	750 本部	99.9%
27年度	749 本部	749 本部	100.0%
28年度	733 本部	733 本部	100.0%

(備考) 「平成 28 年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成

第 2-3-8 表 各年度の消防職員委員会審議件数及び審議結果

	審議件数	審議結果の区分				
		実施が 適当	諸課題を 検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
24年度	5,067	1,913 37.8%	1,320 26.1%	184 3.6%	1,303 25.7%	347 6.8%
25年度	5,026	1,805 35.9%	1,382 27.5%	195 3.9%	1,215 24.2%	429 8.5%
26年度	5,081	1,760 34.6%	1,403 27.6%	226 4.4%	1,390 27.4%	302 5.9%
27年度	5,025	1,766 35.1%	1,346 26.8%	154 3.1%	1,449 28.8%	310 6.2%
28年度	4,901	1,677 34.2%	1,430 29.2%	177 3.6%	1,315 26.8%	302 6.2%
累 計 (8年度～28年度)	111,596	44,033 39.5%	31,566 28.3%	5,413 4.9%	25,653 23.0%	4,931 4.4%

(備考) 1 「平成 28 年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
3 審議結果のうち、「その他」については平成 11 年度から設定

エ 消防長及び消防署長の資格の基準

消防長及び消防署長の資格については、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和 34 年政令第 201 号）で定めていたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）による消防組織法第 15 条の改正により、政令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとされた。このため、各市町村が条例を制定するに当たって参酌すべき基準が、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令（平成 25 年政令第 263 号）で定められ、消防組織法の改正とともに、平成 26 年 4 月 1 日から施行された（第 2-3-9 表）。

第 2-3-9 表 市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令の概要

	職	期間
消防長の 資格の基準	消防署長等	1 年以上
	消防団長	2 年以上
	市町村の長の直近下位の内部組織の長等	2 年以上
消防署長の 資格の基準	消防司令以上	1 年以上
	消防司令補以上	3 年以上
	消防団の副団長等	3 年以上かつ 教育訓練を受講

(2) 消防団員の処遇改善

消防団員は、大規模災害時には昼夜を分かたず多岐にわたり活動し、また、平常時においても地域に密着した活動を行っており、消防団員の処遇については、十分に配慮し改善していく必要がある。

ア 報酬・出勤手当

市町村では、条例に基づき消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出勤した場合の費用弁償としての出勤手当を支給している。支給額や支給方法は、地域事情により、必ずしも同一ではないが、報酬等に対する地方交付税措置が講じられていることから、特に支給額の低い市町村においては、当該措置額を踏まえた水準となるよう、引上げ等の適正化を図る必要がある。出勤手当の中でも地震、風水害などの長時間（長期間）の活動を余儀なくされる場合の手当について、充実を図るべきと考えられる。

なお、平成 29 年度の消防団員報酬等の地方交付税算入額は、第 2-3-10 表のとおりである。

第 2-3-10 表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項目	平成 29 年度
報酬	
団員（年額）	36,500
団長（年額）	82,500
出勤手当（1 回当たり）	7,000
公務災害補償負担金	
人口 1 人当たり	3.5
団員 1 人当たり	1,900
退職報償金負担金	
団員 1 人当たり	19,200

イ 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が公務により死傷する場合もある

(第 2-3-2 表)。このため消防組織法の規定により、市町村は、政令で定める基準に従って、条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。なお、療養補償及び介護補償を除く各種補償の額の算定に当たっては、政令で補償基礎額が定められている (第 2-3-11 表)。

第 2-3-11 表 補償基礎額改定状況

(各年度中)
(単位：円)

年度	階級	勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
15	団長、副団長	12,600	13,500	14,400
	分団長、副分団長	10,800	11,700	12,600
	部長、班長、団員	9,000	9,900	10,800
16~17	団長、副団長	12,740	13,340	14,200
	分団長、副分団長	10,740	11,600	12,470
	部長、班長、団員	9,000	9,870	10,740
18~29	団長、副団長	12,400	13,300	14,200
	分団長、副分団長	10,600	11,500	12,400
	部長、班長、団員	8,800	9,700	10,600

また、消防団員がその生命又は身体に対し高度の危険が予測される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として遺族補償等について 100 分の 50 以内を加算することとされている。

火災、風水害等においては民間の消防協力者等が死傷する場合もある (第 2-3-12 表)。この消防協力者等に対しては、消防法等の規定に基づき、市町村

第 2-3-13 表 退職報償金支給額

(平成 29 年度) (単位：千円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

が条例で定めるところにより、災害補償を行うこととされている。消防協力者等の災害補償内容は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められること以外は消防団員に対するものと同様である。

第 2-3-12 表 消防協力者等の死傷者数の推移

(各年度中)
(単位：人)

年度	24	25	26	27	28
死者	0	0	1	0	0
負傷者	70	51	51	57	40
計	70	51	52	57	40

(出典：消防基金調べ)

ウ 福祉事業

公務上の災害を受けた消防団員又はその遺族の福祉に関して必要な事業は市町村が行うものであるが、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村については、消防基金又は指定法人がこれら市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な事業の内容は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、療養生活の援護、介護の援護及び就学の援護等となっている。

エ 退職報償金

非常勤の消防団員が退職した場合、市町村は当該消防団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。なお、条例 (例) によれば、その額は勤務年数 5 年以上 10 年未満の団員で 20 万円、勤務年数 30 年以上の団長で 97 万 9,000 円となっている (第 2-3-13 表)。

オ 公務災害補償等の共済制度

昭和 31 年（1956 年）に、市町村の支給責任の共済制度として、消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和 39 年（1964 年）には、退職報償金の支払制度が、昭和 47 年（1972 年）には、福祉事業の制度がそれぞれ確立した。

消防基金の平成 28 年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況については、延べ 2,255 人に対し、17 億 9,450 万円となっている（第 2-3-14 表）。また、福祉事業の支給額は、延べ 943 人に対し 4 億 51 万円となっている。

消防基金の平成 28 年度の退職報償金の支払額は、4 万 4,592 人に対し約 175 億円となっている。

第 2-3-14 表 消防基金の公務災害補償費の支払状況

(平成 28 年度)

区 分	支払人員（人）	支払額（千円）
療養補償	1,352	252,222
休業補償	137	37,225
傷病補償年金	6	12,472
障害補償	113	208,746
介護補償	18	9,145
遺族補償	627	1,273,456
葬祭補償	2	1,237
小 計	2,255	1,794,503

(出典：消防基金調べ)

カ 消防団員等が災害活動等で使用した自家用車に損害が生じた場合の見舞金の支給

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正され、平成 14 年度から、消防基金は、消防団員等が災害活動で使用した自家用車に損害が生じた場合に、見舞金（上限 10 万円）を支給する事業を実施している。平成 28 年度の支払状況は、延べ 77 人に対し 673 万円となっている。

キ 乙種消防設備士及び丙種危険物取扱者資格の取得に係る特例

消防団の活性化に資するとともに、消防団員が新たに取得した資格を活用し、更に高度な消防団活動を行える環境の整備を目的として、消防団員に対する乙種消防設備士試験及び丙種危険物取扱者試験に係る科目の一部を免除する特例が創設された（平成 14 年 7 月）。

消防設備士（乙種第 5 類・第 6 類）に関しては消

防団員歴 5 年以上で消防学校の専科教育の機関科を修了した者が、危険物取扱者（丙種）に関しては消防団員歴 5 年以上で消防学校の基礎教育又は専科教育の警防科を修了した者が、それぞれ適用対象とされている。

4. 安全衛生体制の整備

(1) 安全衛生体制

消防は、労働安全衛生法に規定する安全管理者及び安全委員会の設置が義務付けられていないものの、消防庁においては、公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実かつ効果的に遂行するため、消防本部における安全管理体制の整備について、「消防における安全管理に関する規程」、「訓練時における安全管理に関する要綱」、「訓練時における安全管理マニュアル」及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」をそれぞれ示し、体制整備の促進及び事故防止の徹底を図ってきた。

また、近年、各種災害の態様が複雑多様化・大規模化の様相を強めているとともに、警防活動時及び訓練時などでの公務による死傷事案も依然として発生している状況を改善するため、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて開催した、「警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会」等における検討結果を踏まえ、両マニュアルの見直しを行った。

さらに、東日本大震災により多くの消防職団員が犠牲になるなど、改めて消防本部及び消防団の安全管理のあり方が問われることになったことから、警防活動時等における安全管理マニュアルについて、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」や「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会」等における安全管理に関する検討結果を踏まえ、特に津波災害時における消防職団員の警防活動時における安全管理について検証を行い、平成 25 年度に見直しを行った。

平成 27 年 6 月には、消防庁に安全管理に関する常設の検討会を設置し、消防職団員が死傷する重大な事故が発生した場合に再発防止対策を速やかに検討し、関係者と共有することとした。

平成 28 年 3 月には「警防活動時等における安全管理マニュアル」及び「訓練時における安全管理マニュアル」の一部改正を行った。同改正では、平成

26年度救助技術の高度化等検討会（土砂災害時の救助活動のあり方）における検討結果を踏まえて、「風水害」の項目を更新したほか、訓練時における安全管理の基本的な考え方を追記した。

また、消防職員の衛生管理についても、「消防における衛生管理に関する規程」を示すなどの対応を行っている。

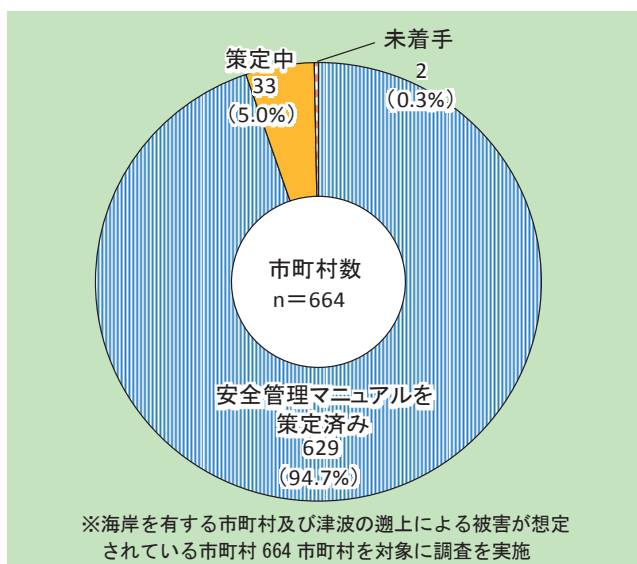
（2）消防団員の安全対策

東日本大震災において、被災地の消防団員は、自らも被災者であったにもかかわらず、郷土愛護の精神に基づき、水門等の閉鎖、住民の避難誘導、救助、消火、避難所の運営支援、行方不明者の捜索、発見されたご遺体の搬送・安置、さらには信号機が機能しない中での交通整理、夜間の見回りまで、実に様々な活動に献身的に従事した。

一方で、254人にも上る消防団員が犠牲となったことを受けて、消防庁では、平成23年11月から、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を開催し、その報告を踏まえ、津波災害時の消防団員の安全確保対策について、平成24年3月9日付け消防災第100号「津波災害時の消防団員の安全確保対策について（通知）」を発出し、「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の作成を促進してきた。

同マニュアルの策定状況等について、平成26年度に引き続き、海岸を有する市町村及び津波の遡上による被害が想定されている市町村に対し調査を行った（第2-3-3図）。

第2-3-3図 安全管理マニュアル策定状況（平成29年4月1日現在）



調査結果によると、平成29年4月1日現在、94.7%の市町村において安全管理マニュアルが策定済みであり、昨年10月1日現在に比べて2.9ポイントの増加がみられた一方で、5.3%の市町村においては未策定という状況であった。消防庁としては、全ての関係市町村において早急に安全管理マニュアルが策定されるよう引き続き働き掛けを行うこととしている。

（3）惨事ストレス対策

消防職団員は、火災等の災害現場などで、悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。このような問題に対して、消防機関においても対策を講じる必要があり、消防庁では、消防職団員への強い心理的影響が危惧される大規模災害等が発生した場合、現地の消防本部等の求めに応じて、精神科医等の専門家を派遣し、必要な支援を行う「緊急時メンタルサポートチーム」を平成15年に創設した。これまでに、平成29年10月1日現在62件の派遣実績がある。

なお、東日本大震災においては、凄惨な現場も多く、活動に当たった多くの消防職団員に惨事ストレスの発生が危惧されたことから、消防庁では、平成23年度に被災地の延べ8消防本部、8消防団に、平成24年度には4消防団に、「緊急時メンタルサポートチーム」を派遣するとともに、平成23年度には、岩手県、宮城県及び福島県をはじめ、全国主要都市において、惨事ストレスセミナー及び個別相談会を9回開催し、惨事ストレスに対するケアを行った。

平成24年度には、東日本大震災における消防職団員の惨事ストレスの状況やこれまでの惨事ストレス対策の実施状況を踏まえつつ、より効果的な惨事ストレス対策の充実強化を図るために設置した「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」において、消防本部及び消防団における惨事ストレス対策に関する実態調査及び分析を行い、その結果を報告書として取りまとめた。

この検討結果を踏まえ、消防庁では消防職団員に対する惨事ストレス対策に関する教育、普及・啓発、おおむね都道府県域を範囲とした広域的な体制整備、消防職団員の家族への惨事ストレスの周知・理解の促進、緊急時メンタルサポートチームの充実強化な

どの取組を進めている。

5. 消防表彰等

消防関係者等に対して、現在、国が行っている表彰等は**附属資料 2-3-1**のとおりである。

(1) 国の栄典

日本国憲法に基づく国の栄典としては、叙位、叙勲及び褒章がある。国の栄典制度については、21世紀を迎え、社会経済情勢の変化に対応したものとするため、平成14年8月の閣議決定により危険業務従事者叙勲の創設や勲等の簡素化などの見直しが行われ、平成15年秋から改正後の同制度が実施された。

○叙位 国家又は公共に対して功労のある者をその功労の程度に応じて、位に叙し、榮譽を称えるものであり、1946年（昭和21年）の閣議決定により生存者に対する運用は停止され、死亡者のみ運用されている。

消防関係者については、消防吏員及び消防団員が対象となっており、階級と在職年数を要件とした運用基準に基づき叙されるものである。

○叙勲 国家又は公共に対して功労のある者に対して勲章を授与し、榮譽を称えるものである。

消防関係者については、消防吏員及び消防団員などが対象となっており、以下の種類に分けられる（**第2-3-15表**）。

第2-3-15表 叙勲

種 類	内 容
春秋叙勲	春は4月29日、秋は11月3日付けで授与される。
危険業務従事者叙勲	著しく危険性の高い業務に精励した功労者に対し、春は4月29日、秋は11月3日付けで春秋叙勲とは別に授与される。
高齢者叙勲	春秋叙勲又は危険業務従事者叙勲をいまだ授与されていない功労者のうち、88歳になった者に対し、毎月1日付けで授与される。
死亡叙勲	死亡した功労者に対し、随時授与される（発令の日付は生前最後の日）。
緊急叙勲	殉職者など特別な功績を有する者に対し、随時授与される。

平成20年秋以降の叙勲に係る改正事項は以下のとおりである。

〔春秋叙勲について〕

- ・市町村合併前に消防団長の階級にあり、合併後に副団長となった場合、合併前団長歴が5年以上の者については、合併後についても団長格として扱うこと。
- ・消防団の規模や方面隊長の階級等一定の要件を満たす方面隊の隊長については、団長格として扱うとともに、市町村合併に伴い合併した消防団に設けた方面隊については、一定期間特例を設け、小規模な方面隊であっても隊長を団長格として扱うこと。

〔危険業務従事者叙勲について〕

- ・春秋叙勲の対象となっていた消防吏員のうち、消防監以下の階級の者は危険業務従事者叙勲の対象としたこと。
- 褒章 自己の危難を顧みず人命救助に尽力した者、業務に精励し衆民の模範である者、公衆の利益を興し成績著明である者や公同の事務に尽力した者、その他公益の為私財を寄附した者等に対して褒章を授与して榮譽を称えるものである。

消防関係者については、消防団員及び女性（婦人）防火クラブ役員などが対象となっており、以下の種類に分けられる（**第2-3-16表**）。



叙勲伝達式



褒章伝達式

(2) 内閣総理大臣表彰

閣議了解に基づき実施されるもので、消防関係では安全功労者表彰と防災功労者表彰がある。総務大臣が行う安全功労者表彰等の受賞者及び消防庁長官が行う防災功労者表彰等の受賞者のうち、特に功労が顕著な個人又は団体について内閣総理大臣が表彰する(第2-3-17表)。

(3) 総務大臣表彰

安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、若しくは教育又は災害の発生の防止若しくは被害軽減に尽力し、又は貢献した個人又は団体などについて総務大臣が表彰する(第2-3-18表)。

第2-3-16表 褒章

種類	内容
紅綬褒章	火災等に際し、自己の危難を顧みず人命救助に尽力した者を対象としている。
黄綬褒章	消防関係業務に精励し衆民の模範である者を対象としている。
藍綬褒章	永年にわたり、消防業務に従事しその功績が顕著な消防団員及び女性(婦人)防火クラブ役員並びに永年にわたり、消防機器製造業等に従事しその功績が顕著な者を対象としている。
紺綬褒章	消防関係機関等に対し、公益のために一定の金額以上の私財の寄附を行った個人又は団体を対象としている。

第2-3-17表 内閣総理大臣表彰

種類	内容
安全功労者表彰	安全功労者総務大臣表彰等の受賞者のうち、国民の安全に対する運動の組織及び運営について顕著な成績を上げ、又は功績があった個人又は団体を毎年「国民安全の日」(7月1日)にちなみ表彰している。
防災功労者表彰	防災功労者消防庁長官表彰等の受賞者のうち、災害における防災活動について顕著な功績があった者や防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な功績があった個人又は団体を毎年「防災の日」(9月1日)にちなみ表彰している。

第2-3-18表 総務大臣表彰

種類	内容
安全功労者表彰	安全思想の普及、安全水準の向上等のために顕著な成績を上げ、又は功労があった個人や消防機関以外の団体を表彰している。
消防功労者表彰	広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について功績顕著な消防団員及び女性(婦人)防火クラブ役員を表彰している。
救急功労者表彰	救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者を表彰している。
防災まちづくり大賞	地方公共団体、自主防災組織、教育機関、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を推奨し、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として表彰している。
優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰	火災予防及び防災に関する思想の普及に貢献している少年消防クラブや少年消防クラブ指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的として表彰している。
石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	石油コンビナート等において、自衛防災組織等の技能コンテストを実施し、その技能が特に優良な組織を表彰している。

第2-3-19表 消防庁長官の定例表彰

種類	内容
功労章	防火思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施について、その成績が特に優秀な消防職員及び消防団員を対象としている。
永年勤続功労章	永年勤続し、その勤務成績が優秀で、他の模範と認められる消防職員及び消防団員を対象としている。
表彰旗、竿頭綬 <small>かんとうじゆ</small>	防火思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、他の模範と認められる消防機関を対象としている。

(4) 総務大臣感謝状

消防団員が相当数増加した消防団、増加率及び増加数が相当である消防団並びに女性団員の入団が多かった消防団などに対して総務大臣感謝状が授与さ

れる。

(5) 消防庁長官表彰

消防表彰規程に基づき、消防業務に従事し、その

功績等が顕著な消防職員、消防団員等に対し消防庁長官が表彰する。その表彰の種類により定例表彰と随時表彰に大別される。

ア 定例表彰

3月7日の消防記念日にちなみ、毎年3月上旬に実施するもの（第2-3-19表）。

イ 随時表彰

災害現場等における人命救助など、現場功労を対象に事案発生の都度、実施するもの（第2-3-20表）。

（6）賞じゅつ金

災害に際し、危険な状況下であるにもかかわらず身の危険を顧みず敢然と職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡又は障害を負った消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員に

対し、消防庁長官表彰（特別功労章、顕功章または功績章）の授与とあわせて支給される。

（7）退職消防団員報償

永年勤続した消防団員の功労に報いるため、退職消防団員報償規程に基づき、その勤続年数に応じて消防庁長官から賞状と銀杯が授与される。

（8）消防庁長官感謝状

消防の発展に貢献し、その功績顕著な部外の個人又は団体に対しては、消防庁長官感謝状授与内規に基づき消防庁長官感謝状が授与される。

（9）その他

消防関係の各分野において功労のあった者に対し消防庁長官が表彰するものは次のとおりである（第2-3-21表）。

第2-3-20表 消防庁長官の随時表彰

種 類	内 容
特別功労章	災害に際して消防作業に従事し、功労抜群で他の模範と認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
けんこうしょう 顕功章	災害に際して消防作業に従事し、特に顕著な功労があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
こうせきしょう 功績章	災害に際して消防作業に従事し、多大な功労があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
けんしゅうしょう 顕彰状	職務遂行中に死亡した消防職員、消防団員等を対象としている。
国際協力功労章	「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき派遣され、消防作業等に従事し、功労顕著な消防職員等を対象としている。
防災功労者表彰	災害における防災活動について顕著な功績がある又は防災思想の普及等についてその成績が特に優秀な個人又は団体を対象としている。
表彰状	災害に際して消防作業に従事し、顕著な功労を上げ又は防火思想の普及等について優秀な成績をおさめた個人又は団体を対象としている。
賞状	災害に際して消防作業に従事し、功労が認められる又は他の模範として推奨されるべき功績が認められる個人又は団体を対象としている。

第 2-3-21 表 消防関係の各分野における表彰

種 類	内 容
危険物保安功労者表彰	危険物の保安に、永年にわたり努められてきた個人、団体を表彰している。
優良危険物関係事業所表彰	危険物の関係法令遵守、危険物の取扱いにかかる保安上の措置の自主的かつ積極的な推進等に特に顕著な功績のある危険物関係事業所を表彰している。
危険物安全週間推進標語表彰	危険物の保安に関する行政の推進に協力し、国民の安全保持に顕著な功績があった者として、危険物安全週間推進標語を考えた者を表彰している。
危険物事故防止対策論文表彰	危険物に係る事故防止対策に関する優れた論文を著した者を、危険物事故防止の推進に資することを目的として表彰している。
救急功労者表彰	救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者を表彰している。
消防設備保守関係功労者表彰	消防用設備等の設置及び維持管理の適正化等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。
優良消防用設備等表彰	消防用設備等又は特殊消防用設備等のうち、消防防災技術の高度化に資するもの又はユニバーサルデザインの推進に資するもので、他の模範となるものの設置者、施工者、設計者又は開発者を表彰している。
消防機器開発普及功労者表彰	消防機器等の開発普及、業界の発展等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。
消防防災科学技術賞	消防防災機器等の優れた開発・改良を行った者、消防防災科学に関する優れた論文を著した者及び原因調査に関する優れた事例報告を著した者を表彰している。
防災まちづくり大賞	地方公共団体、自主防災組織、教育機関、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を推奨し、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として表彰している。
消防団等地域活動表彰	地域に密着し、他の模範となる活動を行っている消防団や、消防団活動への深い理解や協力を示し、地域防災力の向上に寄与している事業所等を表彰している。
優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰	火災予防及び防災に関する思想の普及に貢献している少年消防クラブや少年消防クラブ指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的として表彰している。
石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	石油コンビナート等において、自衛防災組織等の技能コンテストを実施し、その技能が特に優良な組織を表彰している。